



## 中山間地域等直接支払交付金返還について

平成23年11月に八代集落協定参加者に対して、不当利得等返還請求事件として交付金の返還を求める訴状を神戸地方裁判所へ提出したが、平成24年1月5日に八代集落協定代表者H氏を除く7人全員から、返還に応じる申し出があった。

市は、返還期限を1月31日とすること、遅延損害金は請求しないことで申し出に応じることとし、その後、1月23日に7人から総額286万1,116円の返還を受けた。これを受けて、27日に市は7人についての訴訟を取り下げた。

### 1 交付金返還訴訟内容

- (1) 返還請求額 総額613万6,546円
- (2) 原告訴訟代理人弁護士 神田 靖司、中村 留美、西 紗世子
- (3) 原告 豊岡市
- (4) 被告 H氏外10人(うち4人は被告の相続人)  
上記被告11人のうち4人は相続人であり、未返還集落協定者数は事実上8人
- (5) 裁判所 神戸地方裁判所
- (6) 事件の表示 不当利得等返還請求事件

### 2 訴訟の継続

返還に応じていただけない方1人(H氏)に対しては訴訟を継続する。

### 3 交付金返還額の内訳

- ・交付金総額 709万2,708円(事業4年間の総額)
- ・返還総額 381万7,278円(約54%)
- ・未返還額 327万5,430円(約46%)・・・全額がH氏分

### <参考>

- 平成22年9月22日 補助金等交付決定の取消し及び補助金等返還命令
- 平成22年9月27日付～10月31日付 協定者による異議申立て
- 平成23年7月4日 H氏から補助金等返還命令取消請求訴訟(係争中)